平成２７年（フ）第９４８４号
東京都武蔵野市八幡町１丁目５―37―201
債務者　中田也寸彦
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５０５号
東京都荒川区東尾久３丁目16―10―103
債務者　鈴木　洋世
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５３７号
埼玉県さいたま市岩槻区大字掛559―３　プリートフォーレⅠ202
債務者　横山　　潤
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５３８号
東京都練馬区旭町２丁目26―３―203
債務者　工藤　　桂
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５３９号
東京都練馬区平和台４丁目９―14　Ｃ　アミーユ平和台501
債務者　後藤　欣子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５４２号
東京都大田区大森東１丁目36―６―113
債務者　柳澤　勝成
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５４３号
東京都大田区大森東１丁目36―６―113
債務者　柳澤ヤエ子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５４６号
東京都足立区柳原２丁目47―３
債務者　花村多栄子（旧姓谷内）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５４８号
東京都世田谷区八幡山１丁目27―８　セントメアリー八幡山Ⅰ101
債務者　大内　隆良
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５４９号
東京都新宿区西新宿４丁目16―６―306
債務者　小西　嘉昭
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５５４号
東京都足立区東綾瀬３丁目10―12―103
債務者　大久保和子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５５６号
東京都台東区北上野１丁目11―６
債務者　宇津木智志
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２９号
東京都国分寺市泉町２丁目７番２―603号泉町二丁目アパート
債務者　遠藤　　清
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８３０号
東京都国分寺市泉町２丁目７番２―603号泉町二丁目アパート
債務者　遠藤久美子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８３１号
東京都国分寺市泉町２丁目７番２―603号泉町二丁目アパート
債務者　遠藤美和子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部